

3. 第2四半期（中間期）決算短信の作成要領

(1) 第2四半期（中間期）決算短信の構成等

① 第2四半期（中間期）決算短信の構成

- 第2四半期（中間期）決算短信は、第2四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）と第2四半期（中間期）決算短信（添付資料）で構成されます。

② 第2四半期（中間期）決算短信において記載を要請している事項

- 第2四半期（中間期）決算短信は金商法に基づく半期報告書に先立って決算の内容を迅速に開示する速報としての役割を担っており、第2四半期（中間期）決算短信においては、速報性が求められる事項（サマリー情報並びに中間連結財務諸表及び主な注記）に限定して記載を要請しています。
- サマリー情報は、投資者の投資判断に重要な影響を与える上場会社の第2四半期（中間期）決算の内容について、その要点の一覧性及び比較可能性を確保する観点から、簡潔に取りまとめたものとして参考様式に基づいて作成を要請しているものです。また、中間連結財務諸表及び主な注記は、サマリー情報に記載される主要な第2四半期（中間期）決算数値を投資者が適切に理解できるようにするために、その添付資料として記載を要請しているものです。
- なお、投資判断を誤らせるおそれのない場合に、第2四半期（中間期）決算短信の開示を早期化するためサマリー情報を先行して開示するときは、準備が整い次第直ちに中間連結財務諸表及び主な注記を開示することとします。この場合、各社の状況に応じて、サマリー情報の開示と同時に、企業の状態を適切に理解するために有用な数値情報など、投資者が必要とする財務情報について、開示をしてください。
- 決算短信等の様式に関する自由度の向上に関して東証が行ったパブリック・コメントの募集（2016年10月28日から実施）には、投資者やアナリストから決算短信等における記載事項に関して多くのご意見が寄せられました。開示の自由度を高める観点からの決算短信等の様式及び記載事項の見直しにより、各社の状況に応じた開示が可能となります。決算短信等における開示内容の検討にあたっては、以下の日本取引所グループウェブサイト上でご紹介しておりますので、これらの投資者等のご意見も参考としてご検討ください。

URL <https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/format/summary/index.html>

(: 株式会社・ETF・REIT等 — 上場会社のサポート — 開示様式例・提出書類
— 決算短信作成要領・四半期決算短信作成要領)

- 具体的な第2四半期（中間期）決算短信の作成方法については、第2四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）については「3.（2）第2四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）の参考様式及び記載上の注意事項」を、第2四半期（中間期）決算短信（添付資料）については「3.（3）第2四半期（中間期）決算短信（添付資料）の開示事項及び記載上の注意事項」をご参照ください。

(2) 第2四半期(中間期)決算短信(サマリー情報)の参考様式及び記載上の注意事項

① 第2四半期(中間期)決算短信(サマリー情報)の参考様式

- ・ 東証では、第2四半期(中間期)決算短信(サマリー情報)について、第2四半期(中間期)決算短信(サマリー情報)の参考様式及び記載上の注意事項に基づいて作成、開示することを要請しています。
- ・ 第2四半期(中間期)決算短信(サマリー情報)の参考様式は、上場会社が適用している会計基準、連結財務諸表作成会社であるか否か、上場会社が特定事業会社に該当するか否かに応じて、以下の7種類に区分されています。
- ・ なお、第2四半期(中間期)決算短信(サマリー情報)及び第2四半期(中間期)決算短信(サマリー情報)に含まれる数値情報等に係るXBRLファイルを効率的にご作成いただくため、TDnetオンライン登録サイトでは、第2四半期(中間期)決算短信(サマリー情報)の作成ツールを提供しています。また、TDnetオンライン登録サイトの機能を利用せずに第2四半期(中間期)決算短信(サマリー情報)をご作成いただく場合を想定し、日本取引所グループウェブサイト、上場会社ナビ、及び、TDnetオンライン登録サイトでは、Wordファイル形式の参考様式も提供しております(なお、第2四半期(中間期)決算短信(サマリー情報)をWordファイル等の形式でご作成いただく場合でも、別途、XBRLファイルの提出をお願いしておりますので、ご注意ください。)

<input type="checkbox"/> 四半期第5号参考様式〔日本基準〕(連結)(一般2Q)
<input type="checkbox"/> 四半期第6号参考様式〔日本基準〕(非連結)(一般2Q)
<input type="checkbox"/> 四半期第7号参考様式〔IFRS〕(連結)(一般2Q)
<input type="checkbox"/> 四半期第8号参考様式〔米国基準〕(連結)(一般2Q)
<input type="checkbox"/> 四半期第9号参考様式〔日本基準〕(連結)(特定2Q)
<input type="checkbox"/> 四半期第10号参考様式〔日本基準〕(非連結)(特定2Q)
<input type="checkbox"/> 四半期第11号参考様式〔IFRS〕(連結)(特定2Q)

※ 次ページ以降に第5号参考様式を掲載しております。その他の参考様式については、日本取引所グループウェブサイト、上場会社ナビ、又は、TDnetオンライン登録サイトよりご確認ください。

※ 上記の区分のいずれの会計基準にも該当しない場合は、事前に東証までご相談ください。

※ 上場子会社連動配当株の発行者である上場会社が、対象子会社の決算の内容が定まった場合において利用する参考様式についても、上記各参考様式の区分に準ずるものとします。

□ 四半期第5号参考様式〔日本基準〕(連結) (一般2Q)

***年*月期 第2四半期(中間期) 決算短信〔日本基準〕(連結)

***年**月**日

上場会社名 ○○○○○○株式会社 上場取引所 東・名・福・札
 コード番号 **** URL http://
 代表者(役職名) ○○○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○
 問合せ先責任者(役職名) ○○○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○ (TEL) **(***)****
 半期報告書提出予定日 ***年**月**日 配当支払開始予定日 ***年**月**日
 決算補足説明資料作成の有無 : 有・無
 決算説明会開催の有無 : 有・無(○○○向け)

(百万円未満切捨て)

1. ***年*月期第2四半期(中間期)の連結業績(***年**月**日~***年**月**日)

(1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年中間期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
***年*月期中間期								
***年*月期中間期								

(注) 包括利益 ***年*月期中間期 百万円(%) ***年*月期中間期 百万円(%)

	1株当たり 中間純利益	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益
***年*月期中間期	円 銭	円 銭
***年*月期中間期		

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
***年*月期中間期	百万円	百万円	%
***年*月期			

(参考) 自己資本 ***年*月期中間期 百万円 ***年*月期 百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
***年*月期	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
***年*月期					
***年*月期(予想)					

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 有・無

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。
 (業績予想を修正する場合には、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。)

※ 注記事項

- (1) 当中間期における連結範囲の重要な変更 : 有・無
 新規 社 (社名) 、除外 社 (社名)
- (2) 中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有・無
- (3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示
- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有・無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 有・無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 有・無
- ④ 修正再表示 : 有・無

(4) 発行済株式数 (普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	**年*月期中間期	株	**年*月期	株
② 期末自己株式数	**年*月期中間期	株	**年*月期	株
③ 期中平均株式数(中間期)	**年*月期中間期	株	**年*月期中間期	株

※第2四半期(中間期)決算短信は公認会計士又は監査法人のレビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

開示事項	開示・記載上の注意
配当支払開始予定日	<ul style="list-style-type: none"> ・決算発表日現在における当中間連結会計期間末を基準日とする配当の支払開始予定日を記載してください。 ・配当支払開始予定日が未定の場合は、「未定」と記載してください。 ・当中間連結会計期間末を基準日とする配当を行わない場合は、「－」と記載してください。
半期報告書提出予定日	<ul style="list-style-type: none"> ・決算発表日現在における半期報告書の提出予定日を記載してください。
決算補足説明資料作成の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・決算補足説明資料（上場会社が決算短信以外に決算の内容を補足・説明するために投資者に提供する資料をいい、書類、映像等の形式は問いません。）の作成有無（作成を予定している場合を含みます。）を記載してください。
決算説明会開催の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・決算に係る説明会（決算内容に係る説明を行い、参加者と説明時に質疑応答が可能なものをいい、対面、電話、インターネット等の形式は問いません。）の開催有無（開催を予定している場合を含みます。）を記載してください。 <p>※必要に応じて、説明会の対象者の種別を「決算説明会開催の有無」の右側に記載してください。</p>

[連結経営成績及び連結財政状態]

(参考様式抜粋)

1. **年*月期第2四半期（中間期）の連結業績（**年**月**日～**年**月**日）
(百万円未満切捨て)

(1) 連結経営成績（累計）

(%表示は、対前年中間期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年*月期中間期								
**年*月期中間期								

(注) 包括利益 **年*月期中間期 百万円 (%) **年*月期中間期 百万円 (%)

	1株当たり 中間純利益	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益
**年*月期中間期	円 銭	円 銭
**年*月期中間期		

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
**年*月期中間期	百万円	百万円	%
**年*月期			

(参考) 自己資本 **年*月期中間期 百万円 **年*月期 百万円

開示事項	開示・記載上の注意
開示対象期間	<ul style="list-style-type: none"> 連結経営成績は、当中間連結会計期間及び前年中間連結会計期間について記載してください。 連結財政状態は、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末の状況について記載してください。
1株当たり指標	<ul style="list-style-type: none"> 1株当たり指標は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に基づき算出した数値を記載してください。
【第7号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 基本的1株当たり中間利益及び希薄化後1株当たり中間利益は、「1株当たり利益」(IAS第33号)に基づき算定した数値を記載してください。 1株当たり中間利益は、「親会社の所有者に帰属する中間利益」に基づき算定された数値を記載してください。
【第8号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 1株当たり当社株主に帰属する中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり当社株主に帰属する中間純利益は、ASC Topic 260「1株当たり利益」に基づき算定した数値を記載してください。
指標の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 <ul style="list-style-type: none"> 総資産 = 資産合計 純資産 = 純資産合計 自己資本 = 純資産合計 - 株式引受権 - 新株予約権 - 非支配株主持分 自己資本比率 = (自己資本 / 総資産) × 100
【第7号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 <ul style="list-style-type: none"> 親会社所有者帰属持分比率 $\frac{\text{親会社の所有者に帰属する持分}}{\text{資産合計}} \times 100$
【第8号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 <ul style="list-style-type: none"> 株主資本 = 期末資本合計(純資産) - 期末非支配持分 株主資本比率 = (株主資本 / 総資産) × 100
営業利益及び税引前利益 【第7号参考様式の場合】 【第11号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 営業利益及び税引前利益は、連結財務諸表上で開示する場合に記載してください。
経営成績等に係るその他の指標	<ul style="list-style-type: none"> 参考様式に定める内容のほか、経営管理上重要視している経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの概況に係る指標について、投資者の経営成績等の理解に資する場合には、当該指標を記載することができます(例えば、EBITDAやのれん償却前利益など)。 これらの指標を記載する場合、投資者の誤解を招かない名称とし、その計算方法については、欄外又特記事項欄などに記載してください。また、その他の指標を記載する場合には、原則として継続して開示することとし、変更・削除を行う場合にはその理由を、欄外又は特記事項欄などに記載してください。

【配当の状況】

(参考様式抜粋)

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円	銭	円	銭	円
**年 * 月期					
**年 * 月期					
**年 * 月期(予想)					

(注) 直前に公表されている配当予想からの修正の有無 : 有・無

開示事項	開示・記載上の注意
配当の状況	<ul style="list-style-type: none"> 当期及び前期に属する日を基準日とする配当の状況を記載してください。 配当の状況欄のうち、配当しない基準日は以下のとおり記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> 定款に四半期配当の定めがある場合は「0.00」

	<ul style="list-style-type: none"> ・定款に四半期配当の定めがない場合は「－」 ・年5回以上配当を行う場合又は四半期末以外を基準日とする場合には、配当の状況の欄外にその旨を記載し、その内容をサマリー情報に3ページ目を追加して記載してください。 <p>※1. (4) ⑦配当の状況の開示方法も参照してください。</p>
配当予想	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に係る決算短信において当期配当予想を開示している場合において、その後新たな配当予想を算出しているときは、配当状況欄において、最新の当期配当予想値を記載してください。 ・第2四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）ではなく、第2四半期（中間期）決算短信（添付資料）や決算補足説明資料その他の資料において配当予想に係る記載を行う場合には、当該配当予想の概要や、他の開示資料を参照すべき旨等を適切に記載することが考えられます。 ・配当予想額が未定の場合又は配当予想額を算出していない場合には、配当の状況欄に「－」を記入又は当該欄を削除したうえで、その旨を記載することが考えられます。 ・第2四半期（中間期）決算短信の開示と同日に配当予想の修正を行う場合は、「直近に公表されている配当予想からの修正の有無」を有としたうえで、別途開示を行う必要があります。なお、当該第2四半期（中間期）決算短信において、当該修正内容を適切に開示している場合は、別途開示を省略することができます（1. (4) ②決算短信に他の適時開示項目が含まれる場合の取扱い参照）。

〔投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報〕

(参考様式抜粋)

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。
(業績予想を修正する場合には、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。)

開示事項	開示・記載上の注意
投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報	<p>※2. (2) ②決算短信（サマリー情報）の記載上の注意事項〔投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報〕を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2四半期（中間期）決算短信の開示と同日に「業績予想の修正等」を行う場合は、「直近に公表されている業績予想からの修正の有無」を有としたうえで、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。また、一定以上の変動が生じる場合には、別途開示を行う必要があります。なお、当該第2四半期（中間期）決算短信において、当該修正内容を適切に開示している場合は、別途開示を省略することができます（1. (4) ②決算短信に他の適時開示項目が含まれる場合の取扱い参照）。

[その他]

(参考様式抜粋)

※ 注記事項

(1) 当中間期における連結範囲の重要な変更 : 有・無
 新規 社 (社名) 、除外 社 (社名)

(2) 中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有・無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有・無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 有・無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 有・無
- ④ 修正再表示 : 有・無

(4) 発行済株式数 (普通株式)

- ① 期末発行済株式数 (自己株式を含む)
- ② 期末自己株式数
- ③ 期中平均株式数 (中間期)

**年*月期中間期	株	**年*月期	株
**年*月期中間期	株	**年*月期	株
**年*月期中間期	株	**年*月期中間期	株

開示事項	開示・記載上の注意
当中間期における連結範囲の重要な変更	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間連結会計期間における連結範囲の重要な変更 (連結財規第101条に規定する連結範囲の変更) の有無を記載してください。 ・重要な変更がある場合は「有」としたうえで、新たに連結範囲の対象となった子会社の社数及び社名並びに連結範囲の対象から除外された子会社の社数及び社名を記載してください。 <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 [記載例] (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
当中間期における連結範囲の重要な変更 【第9号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間期における連結範囲の重要な変更 (重要性は、連結財規第101条に規定する連結範囲の変更に準じてご判断ください) の有無を記載してください。 ・重要な変更がある場合は「有」としたうえで、新たに連結範囲の対象となった子会社の社数及び社名並びに連結範囲の対象から除外された子会社の社数及び社名を記載してください。 <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 [記載例] (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・連結財規第107条に規定する「第一種中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理」の適用の有無を記載してください。 <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 [記載例] (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用 【第8号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用の有無を記載してください。 <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 [記載例] (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間連結会計期間における連結財規第102条及び第103条に規定する会計方針の変更、連結財規第104条に規定する会計上の見積りの変更及び連結財規第106条に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。 ・連結財規第105条に該当する場合 (会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合) は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。 <p>※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 [記載例] (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 【第6号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間会計期間における財表規則第131条及び第132条に規定する会計方針の変更、財表規則第133条に規定する会計上の見積りの変更及び財表規則第135条に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。

	<ul style="list-style-type: none"> ・財表規則第134条に該当する場合（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合）は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。
<p>会計方針の変更・会計上の見積りの変更</p> <p>【第7号参考様式の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間連結会計期間における重要な会計方針の変更及び重要な会計上の見積りの変更の有無について記載してください。 ・重要な会計方針の変更は、IFRSにより要求される会計方針の変更（IAS第8号第14項（a））とそれ以外の変更（IAS第8号第14項（b））に分けて、その有無を記載してください。 ※ 必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。
<p>会計方針の変更</p> <p>【第8号参考様式の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間連結会計期間における会計方針の変更（ASC Topic 250「会計方針の変更及び誤謬の訂正」に規定する会計方針の変更に該当する事項）の有無を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。
<p>会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示</p> <p>【第9号参考様式の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間期における連結財規第199条及び第200条に規定する会計方針の変更、連結財規第202条に規定する会計上の見積りの変更及び連結財規第204条に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。 ・連結財規第203条に該当する場合（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合）は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。
<p>会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示</p> <p>【第10号参考様式の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間期における財表規則第213条第214条に規定する会計方針の変更、財表規則第216条に規定する会計上の見積りの変更及び財表規則第218条に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。 ・財表規則第217条に該当する場合（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合）は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。
<p>会計方針の変更・会計上の見積りの変更</p> <p>【第11号参考様式の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間期における重要な会計方針の変更及び重要な会計上の見積りの変更の有無について記載してください。 ・重要な会計方針の変更は、IFRSにより要求される会計方針の変更（IAS第8号第14項（a））とそれ以外の変更（IAS第8号第14項（b））に分けて、その有無を記載してください。 ※ 必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。
発行済株式数	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 ・当中間連結会計期間及び前年中間連結会計期間の普通株式に係る期中平均株式数（1株当たり中間純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載し

	<p>てください。</p> <p>※株式数は1株単位で記載してください。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕</p> <p>(注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
【第7号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 ・当中間連結会計期間及び前年中間連結会計期間の普通株式に係る期中平均株式数（基本的1株当たり中間純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 <p>※株式数は1株単位で記載してください。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕</p> <p>(注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
【第8号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 ・当中間連結会計期間及び前年中間連結会計期間の普通株式に係る期中平均株式数（1株当たり当社株主に帰属する中間純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 <p>※株式数は1株単位で記載してください。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕</p> <p>(注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
【第9号参考様式の場合】 【第10号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間期末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 ・当中間期及び前年中間期の普通株式に係る期中平均株式数（1株当たり中間純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 <p>※株式数は1株単位で記載してください。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕</p> <p>(注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
【第11号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間期末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 ・当中間期及び前年中間期の普通株式に係る期中平均株式数（基本的1株当たり中間純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 <p>※株式数は1株単位で記載してください。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕</p> <p>(注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>

〔個別業績の概要（特定事業会社の場合）〕

(参考様式抜粋)

(個別業績の概要)

1. **年*月期第2四半期(中間期)の個別業績(**年**月**日~**年**月**日)

(1) 個別経営成績

(%表示は、対前年中間増減率)

	営業収益		営業利益		経常利益		中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年*月期中間期								
**年*月期中間期								

	1株当たり 中間純利益
	円 銭
**年*月期中間期	
**年*月期中間期	

(2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
**年*月期中間期			
**年*月期			

(参考) 自己資本 **年*月期中間期 百万円 **年*月期 百万円

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。
(業績予想を修正する場合には、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。)

開示事項	開示・記載上の注意
個別情報 【第9号参考様式の場合】 【第11号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・「連結経営成績及び連結財政状態」の記載上の注意に準じて記載してください。 ※「自己資本」は「純資産合計－株式引受権－新株予約権」となります。 ※上場会社が投資者ニーズを踏まえたうえで、投資判断情報としての有用性が乏しいと判断する場合には、表題を含めて記載を省略することができます。

〔特記事項〕

(参考様式抜粋)

※ 第2四半期（中間期）決算短信は公認会計士又は監査法人のレビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

開示事項	開示・記載上の注意
第2四半期（中間期）決算短信がレビュー手続の対象外である旨の表示	<p>※第2四半期（中間期）決算短信において開示される中間連結財務諸表については、金商法上のレビュー手続の対象ではありません。この参考様式においては、「※ 第2四半期（中間期）決算短信はレビューの対象外です」との表示を行うことにより、その点を明確化するとともに、投資者に対して注意喚起を行っています。</p>
業績予想の適切な利用に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> ・投資者による将来予測情報の適切な利用を促す観点から、実績を当初の予想値から大きく乖離させるおそれのあるリスク要因の説明を含め、将来予測情報の利用に関する注意文言を分かりやすく記載することが考えられます。 ・第2四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）に記載された将来予測情報の背景や前提条件などの要旨を記載するほか、それらの内容を記載した第2四半期（中間期）決算短信（添付資料）の該当箇所を参照すべき旨を記載することが考えられます。 ・第2四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）に記載された将来予測情報の自社における位置付け（例えば、客観的予想、目標、保守的なコミットメントなどが想定されますが、これらに限定されるものではありません。）について、注意文言の中に入れて記載することが考えられます。 <p>〔記載例〕</p> <p>①リスク要因に言及する場合 (将来に関する記述等についてのご注意) 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。実際の業績等に影響を与える可能性のある重要な要因には、以下の事項があります。なお、業績に影響を与える要因はこれらに限定されるものではありません。</p> <p>(1)・・・ (2)・・・</p> <p>業績予想の前提となる仮定等については、添付資料 P. **「〇〇〇〇」をご覧ください。</p> <p>②リスク要因等の説明を添付資料に記載する場合 (将来に関する記述等についてのご注意) 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用に当たっての注意事項等については、添付資料 P. **「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、決算補足説明資料や説明会内容（説明会・電話会議の状況説明や動画・音声情報等）の入手方法を記載してください。 ・投資者が決算の内容を適切に理解するうえで特に必要な事項を記載してください。

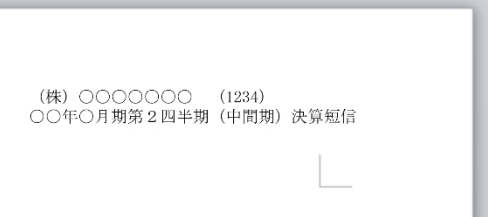
(3) 第2四半期(中間期)決算短信(添付資料)の開示事項及び記載上の注意事項

- 以下の内容は、原則として、四半期第5号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社(日本基準)(特定事業会社においては、四半期第9号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社(日本基準))を念頭において記載しています。連結財務諸表非作成会社(日本基準)、IFRS適用会社及び米国会計基準適用会社の場合は、取扱いについて特に記載がある項目を除き、これに準じて作成してください。

開示事項	開示・記載上の注意
〔中間連結財務諸表及び主な注記〕	
全般	<ul style="list-style-type: none"> 開示様式は、連結財規における第一種中間連結財務諸表等に係る定めを参照してください。 ※投資者の投資判断に支障が生じない範囲で要約しても差し支えありません。※投資判断を誤らせるおそれのない場合に、第2四半期(中間期)決算短信の開示を早期化するためサマリー情報を先行して開示するときは、準備が整い次第直ちに中間連結財務諸表及び主な注記を開示することとします。この場合、各社の状況に応じて、サマリー情報の開示と同時に、企業の状態を適切に理解するために有用な数値情報など、投資者が必要とする財務情報について、開示をしてください。
中間連結財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> 中間連結貸借対照表、中間連結損益及び包括利益計算書(1計算書方式の場合)又は中間連結損益計算書及び中間包括利益計算書(2計算書方式の場合)について記載してください。
【第7号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結包括利益計算書(単一の要約計算書又は要約分離損益計算書及び要約包括利益計算書)、要約中間連結持分変動計算書について記載してください。 ※IFRS適用初年度の場合は、半期報告書において開示が求められる、前連結会計年度及び前第2四半期(中間期)における日本基準(又は米国基準)とIFRSとの間の調整表を記載してください。なお、第1四半期において前連結会計年度における調整表を記載している場合は、当該調整表の記載は不要です。
【第9号参考様式の場合】 【第10号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 中間連結貸借対照表、中間連結損益及び包括利益計算書(1計算書方式の場合)又は中間連結損益計算書及び中間包括利益計算書(2計算書方式の場合)、中間連結株主資本等変動計算書について記載してください。
【第11号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結包括利益計算書(単一の要約計算書又は要約分離損益計算書及び要約包括利益計算書)、要約中間連結持分変動計算書について記載してください。
継続企業の前提に関する注記	<ul style="list-style-type: none"> 該当事項がある場合は、必ず当該注記の内容を記載してください。該当事項がない場合は、表題を記載したうえで、その旨を記載してください。
株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 【第5号参考様式の場合】 【第6号参考様式の場合】 【第8号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 該当事項がある場合は、必ず当該注記の内容を記載してください。該当事項がない場合は、表題を記載したうえで、その旨を記載してください。
中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用	<ul style="list-style-type: none"> サマリー情報「※注記事項(2)中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用」(四半期第6号参考様式においては「※注記事項(1)中間財務諸表の作成に特有の会計処理の適用」)において「有」とした場合は、重要なものの内容を記載してください(重要性の判断は、半期報告書への記載の要否を基準としてください)。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用 【第8号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> サマリー情報「※注記事項(2)簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用」において「有」とした場合は、両会計処理を区分したうえで、重要なものの内容を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	<ul style="list-style-type: none"> サマリー情報「※注記事項(3)会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示」(四半期第6号参考様式及び四半期第9号参考様式においては「※注記事項(2)」、四半期第10号参考様式においては「※注記事項(1)」)において「有」とした場合は、その内容(損益に与える影響額を含む)を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
会計方針の変更・会計上	<ul style="list-style-type: none"> サマリー情報「※注記事項(2)会計方針の変更・会計上の見積りの変更」に

の見積りの変更 【第7号参考様式の場合】 【第11号参考様式の場合】	おいて「有」とした場合は、その内容（損益に与える影響額を含む）を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
会計方針の変更 【第8号参考様式の場合】	・サマリー情報「※ 注記事項（3）会計方針の変更」において「有」とした場合は、その内容（損益に与える影響額を含む）を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
【その他】	
継続企業の前提に関する重要事象等	・会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要事象等」という。）が存在する場合は必ず記載してください。該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。 ・重要事象等が存在する場合は、以下の事項について具体的に記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・重要事象等が存在する旨及びその内容 ・当該重要事象等についての分析・検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

※ 第2四半期（中間期）決算短信（添付資料）には、利用者の利便性の向上の観点から、目次・ページ番号を記載してください。また、第2四半期（中間期）決算短信（添付資料）の各ページには、以下のとおりヘッダー情報を記載してください。

[ヘッダー情報の表示例]	ヘッダー情報の記載事項
 <p>(株) ○○○○○○ (1234) ○○年○月期第2四半期 (中間期) 決算短信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社名 ・証券コード（4桁コード） ・開示資料の表題（例「○○年○月期 第2四半期（中間期）決算短信」）

4. 第1・第3四半期決算短信の作成要領

(1) 第1・第3四半期決算短信の構成等

① 第1・第3四半期決算短信の構成

- ・ 第1・第3四半期決算短信は、四半期決算短信（サマリー情報）と四半期決算短信（添付資料）で構成されます。

② 第1・第3四半期決算短信において記載が義務付けられている事項

- ・ 第1・第3四半期決算短信については、上場規程第404条第2項において、「四半期財務諸表等の作成基準」に準拠して作成した四半期財務諸表等の記載が義務付けられています。また、本作成要領において、サマリー情報及び添付資料の一部の項目（経営成績等の概況等）の記載が義務付けられています。これらの記載を義務としているのは、第1・第3四半期の決算の内容については、通期及び第2四半期（中間期）とは異なり、有価証券報告書や半期報告書などの法定開示が求められていないことを踏まえたものです。
- ・ サマリー情報は、投資者の投資判断に重要な影響を与える上場会社の四半期決算の内容について、その要点の一覧性及び比較可能性を確保する観点から、簡潔に取りまとめたものです。第1・第3四半期決算短信については、参考様式に基づいて作成する必要があります。また、サマリー情報に記載される主要な四半期決算数値を投資者が適切に理解できるようにするために、その添付資料として、経営成績等の概況並びに四半期財務諸表等の記載が義務付けられています。
- ・ また、第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等に対して公認会計士等によるレビューを受ける場合には、当該レビュー報告書の添付が必要となります。（詳細は「4.（2）第1・第3四半期決算短信における公認会計士等によるレビュー」をご参照ください。）
- ・ なお、投資判断を誤らせるおそれのない場合に、四半期決算短信の開示を早期化するため一部の事項（例えば、サマリー情報や四半期連結財務諸表）について先行して開示することができます。その場合、準備が整い次第直ちにその他の開示が義務付けられている事項及び投資者ニーズに応じて開示を行う事項について開示することとします。
- ・ 具体的な四半期決算短信の作成方法については、第1・第3四半期決算短信（サマリー情報）については「4.（3）第1・第3四半期決算短信（サマリー情報）の参考様式及び記載上の注意事項」を、第1・第3四半期決算短信（添付資料）については「4.（4）第1・第3四半期決算短信（添付資料）の開示事項及び記載上の注意事項」をご参照ください。
- ・ 決算期変更等に伴い、事業年度が12か月を超える場合の第4四半期あるいは第5四半期においても、第1・第3四半期決算短信の作成要領を準用してください。

(2) 第1・第3四半期決算短信における公認会計士等によるレビュー

- ・ 第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等に対する公認会計士等によるレビューは原則として任意です。一方で、財務諸表の信頼性確保が必要と考えられる場合には、四半期財務諸表等に対する公認会計士等によるレビューが義務付けられます。
- ・ 具体的には、以下の要件のいずれかに該当した場合、要件該当以後に開示される第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等に対して公認会計士等のレビューを受けることが義務付けられています。なお、要件該当後に提出される有価証券報告書及び内部統制報告書において、以下の要件のいずれにも該当しない場合には、レビューの義務付けは解除されます。

- a 直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期決算短信（レビューを受ける場合）において、無限定適正意見（無限定の結論）以外の監査意見（レビューの結論）が付される場合
 - b 直近の内部統制監査報告書において、無限定適正意見以外の監査意見が付される場合
 - c 直近の内部統制報告書において、内部統制に開示すべき重要な不備がある場合
 - d 直近の有価証券報告書又は半期報告書が当初の提出期限内に提出されない場合
 - e 当期の半期報告書の訂正を行う場合であって、訂正後の財務諸表に対してレビュー報告書が添付される場合
- ※ a と c については、直近の有価証券報告書、半期報告書若しくは四半期決算短信（レビューを受ける場合）又は内部統制報告書の訂正を行い、訂正後の報告書等において要件に該当する場合があります。
- ※ d と e については、財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかな場合として、当取引所が認める場合を除くものとします。

【施行規則第405条第2項】

- ・ 第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等に対してレビューを受ける場合には、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等によるレビューを受けることが必要となります。

【上場規程第438条第2項】

- ・ 四半期財務諸表等の監査証明は、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第4項の期中レビュー基準に従って実施されたレビューの結果に基づいて当該公認会計士等が作成したレビュー報告書により行うものとし、当該レビュー報告書について第1・第3四半期決算短信への添付が必要となります。

【上場規程第404条第4項、施行規則第405条第3項】

- ・ 施行規則第405条第2項に該当しレビューが義務付けられた第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等を訂正する場合には、原則として、訂正後の当該四半期財務諸表等についても公認会計士等によるレビューが必要となります。なお、半期報告書の中間財務諸表等を訂正する場合における取扱いに準じて、レビューを受けないことも考えられます。

【上場規程第416条第3項】

- ・ 施行規則第405条第2項に該当しないものの公認会計士等によるレビューを受けた第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等を訂正する場合には、訂正後の当該四半期財務諸表等に対する公認会計士等によるレビューは任意となります。
- ・ 公認会計士等によるレビューを受けた第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等を訂正する場合で、訂正後の四半期財務諸表等について公認会計士等によるレビューを受けていないときは、その旨を「決算発表資料の訂正」の開示において記載してください。
- ・ 施行規則第405条第2項に該当しないものの公認会計士又は監査法人によるレビューを受ける場合で、レビューが完了する前に第1・第3四半期決算短信を先行して開示する場合には、公認会計士又は監査法人によるレビューが完了次第、レビュー報告書を添付した四半期決算短信の全文を開示する必要があります。また、財務諸表及び一部の注記事項のXBRL及び添付資料HTML（レビュー報告書を含む。）の添付も必要となります（詳細は、「1.（3）決算短信等のデータ形式」をご参照ください）。

(3) 第1・第3四半期決算短信(サマリー情報)の参考様式及び記載上の注意事項

① 第1・第3四半期決算短信(サマリー情報)の参考様式

- ・ 第1・第3四半期決算短信(サマリー情報)について、第1・第3四半期決算短信(サマリー情報)の参考様式及び記載上の注意事項に基づいて作成、開示してください。
- ・ 第1・第3四半期決算短信(サマリー情報)の参考様式は、上場会社が適用している会計基準、連結財務諸表作成会社であるか否かに応じて、以下の4種類に区分されています。
- ・ なお、第1・第3四半期決算短信(サマリー情報)及び第1・第3四半期決算短信(サマリー情報)に含まれる数値情報等に係るXBRLファイルを効率的にご作成いただくため、TDnetオンライン登録サイトでは、第1・第3四半期決算短信(サマリー情報)の作成ツールを提供しています。また、TDnetオンライン登録サイトの機能を利用せずに第1・第3四半期決算短信(サマリー情報)をご作成いただく場合を想定し、日本取引所グループウェブサイト、上場会社ナビ、及び、TDnetオンライン登録サイトでは、Wordファイル形式の参考様式も提供しております(なお、第1・第3四半期決算短信(サマリー情報)をWordファイル等の形式でご作成いただく場合でも、別途、XBRLファイルの提出が必要となりますので、ご注意ください。)

<input type="checkbox"/> 四半期第1号参考様式〔日本基準〕(連結)
<input type="checkbox"/> 四半期第2号参考様式〔日本基準〕(非連結)
<input type="checkbox"/> 四半期第3号参考様式〔IFRS〕(連結)
<input type="checkbox"/> 四半期第4号参考様式〔米国基準〕(連結)

※ 次ページ以降に第1号参考様式を掲載しております。その他の参考様式については、日本取引所グループウェブサイト、上場会社ナビ、又は、TDnetオンライン登録サイトよりご確認ください。

※ 上記の区分のいずれの会計基準にも該当しない場合は、事前に東証までご相談ください。

※ 上場子会社連動配当株の発行者である上場会社が、対象子会社の決算の内容が定まった場合において利用する参考様式についても、上記各参考様式の区分に準ずるものとします。

□ 四半期第1号参考様式〔日本基準〕(連結)

**年*月期 第*四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

年月**日

上場会社名 ○○○○○○株式会社 上場取引所 東・名・福・札
 コード番号 **** URL http://
 代表者 (役職名) ○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○
 問合せ先責任者 (役職名) ○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○ (TEL) **(***)****
 配当支払開始予定日 **年**月**日
 決算補足説明資料作成の有無 : 有・無
 決算説明会開催の有無 : 有・無 (○○○向け)

(百万円未満切捨て)

1. **年*月期第*四半期の連結業績 (**年**月**日～**年**月**日)

(1) 連結経営成績 (累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年*月期第*四半期								
**年*月期第*四半期								

(注) 包括利益 **年*月期第*四半期 百万円 (%) **年*月期第*四半期 百万円 (%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益
**年*月期第*四半期	円 銭	円 銭
**年*月期第*四半期		

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
**年*月期第*四半期	百万円	百万円	%
**年*月期			

(参考) 自己資本 **年*月期第*四半期 百万円 **年*月期 百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
**年*月期	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
**年*月期					
**年*月期(予想)					

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 有・無

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。
 (業績予想を修正する場合には、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。)

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更 : 有・無
 新規 社 (社名) 、除外 社 (社名)

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有・無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有・無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 有・無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 有・無
- ④ 修正再表示 : 有・無

(4) 発行済株式数 (普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	**年*月期*Q	株	**年*月期	株
② 期末自己株式数	**年*月期*Q	株	**年*月期	株
③ 期中平均株式数(四半期累計)	**年*月期*Q	株	**年*月期*Q	株

※ 添付される四半期連結財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー : 有 (義務) ・有 (任意) ・無

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

② 第1・第3四半期決算短信（サマリー情報）の記載上の注意事項

- 以下の内容は、原則として、四半期第1号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社（日本基準）を念頭において記載しています。連結財務諸表非作成会社（日本基準）、IFRS適用会社及び米国会計基準適用会社の場合は、参考様式ごとの取扱いについて定めのある項目を除き、これに準じて作成してください。

[全般]

開示事項	開示・記載上の注意
追加情報の記載等	・第1・第3四半期決算短信（サマリー情報）には、参考様式に定める内容のほか、投資者の投資判断上有用な情報を、任意で追加することができます（各項目の欄外若しくは「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」欄に記載又は3ページ目を追加して記載してください）。
ページ番号等の表示	・第1・第3四半期決算短信（サマリー情報）にページ番号、目次、ヘッダー情報を付す必要はありません。
ロゴマーク等の表示	・自社ロゴマーク等を表示することができます。 ・公益財団法人財務会計基準機構に加入している場合は、1ページ目の右上に会員マークを表示してください。 ※未加入の場合には、会員マークを表示することはできません。
勘定科目の変更	・参考様式に記載されている勘定科目が自社の勘定科目に存在しない場合は、これに相当する勘定科目を記載してください（例えば、「売上高」に代えて「営業収益」を記載するなど）。
端数等の処理	・百万円単位で表示する場合は、百万円未満を切捨てることとしていますが、百万円未満を四捨五入しても差し支えありません。 ・銭単位で表示する場合は、銭未満を原則として四捨五入してください。 ・%（パーセント）で表示する場合は、小数第一位未満を原則として四捨五入してください。
前年度に係る数値の記載	・前年度に係る数値については、会計方針の変更や表示方法の変更、誤謬の訂正等（遡及修正等）を反映させた数値を記載してください。
当四半期からIFRSを適用する場合 【第3号参考様式の場合】	・当四半期からIFRSを適用する場合は、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」においてその旨を記載してください。 ・連結経営成績における前四半期欄及び連結財政状態における前年度末欄については、IFRSに基づく数値を記載してください。

[表題等部分]

(参考様式抜粋)

****年*月期 第*四半期決算短信【日本基準】（連結）**

年月**日

上場会社名 ○○○○○株式会社 上場取引所 東・名・福・札
コード番号 *** URL http://
代表者 (役職名) ○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○
問合せ先責任者 (役職名) ○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○ (TEL) ** (****) ****
配当支払開始予定日 **年**月**日
決算補足説明資料作成の有無 : 有・無
決算説明会開催の有無 : 有・無 (○○○向け)

開示事項	開示・記載上の注意
配当支払開始予定日	<ul style="list-style-type: none"> ・決算発表日現在における当四半期連結会計期間末を基準日とする配当の支払開始予定日を記載してください。 ・配当支払開始予定日が未定の場合は、「未定」と記載してください。 ・当四半期連結会計期間末を基準日とする配当を行わない場合は、「－」と記載してください。
決算補足説明資料作成の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・決算補足説明資料（上場会社が決算短信以外に決算の内容を補足・説明するために投資者に提供する資料をいい、書類、映像等の形式は問いません。）の作成有無（作成を予定している場合を含みます。）を記載してください。
決算説明会開催の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・決算に係る説明会（決算内容に係る説明を行い、参加者と説明時に質疑応答が可能なものをいい、対面、電話、インターネット等の形式は問いません。）の開催有無（開催を予定している場合を含みます。）を記載してください。 <p>※必要に応じて、説明会の対象者の種別を「決算説明会開催の有無」の右側に記載してください。</p>

〔連結経営成績及び連結財政状態〕

(参考様式抜粋)

(百万円未満切捨て)

1. **年 * 月期第 * 四半期の連結業績 (**年**月**日～**年**月**日)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

(1) 連結経営成績 (累計)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年 * 月期第 * 四半期								
**年 * 月期第 * 四半期								
(注) 包括利益	**年 * 月期第 * 四半期		百万円 (%)		**年 * 月期第 * 四半期		百万円 (%)	

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益
**年 * 月期第 * 四半期	円 銭	円 銭
**年 * 月期第 * 四半期		

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
**年 * 月期第 * 四半期	百万円	百万円	%
**年 * 月期			
(参考) 自己資本	**年 * 月期第 * 四半期	百万円	**年 * 月期
			百万円

開示事項	開示・記載上の注意
開示対象期間	<ul style="list-style-type: none"> ・連結経営成績は、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間について記載してください。 ・連結財政状態は、当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の状況について記載してください。
1株当たり指標	<ul style="list-style-type: none"> ・1株当たり指標は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）に基づき算出した数値を記載してください。
【第3号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的1株当たり四半期利益及び希薄化後1株当たり四半期利益は、「1株当たり利益」（IAS第33号）に基づき算定した数値を記載してください。 ・1株当たり四半期利益は、「親会社の所有者に帰属する四半期利益」に基づき算定された数値を記載してください。
【第4号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益は、ASC Topic 260「1株当たり利益」に基づき算定した数値を記載してください。
指標の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・総資産 = 資産合計 ・純資産 = 純資産合計 ・自己資本 = 純資産合計 - 株式引受権 - 新株予約権 - 非支配株主持分 ・自己資本比率 = (自己資本 / 総資産) × 100
【第3号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・親会社所有者帰属持分比率 $\frac{\text{親会社の所有者に帰属する持分}}{\text{資産合計}} \times 100$
【第4号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・株主資本 = 期末資本合計（純資産） - 期末非支配持分 ・株主資本比率 = (株主資本 / 総資産) × 100
営業利益及び税引前利益 【第3号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・営業利益及び税引前利益は、連結財務諸表上で開示する場合に記載してください。
経営成績等に係るその他の指標	<ul style="list-style-type: none"> ・参考様式に定める内容のほか、経営管理上重要視している経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの概況に係る指標について、投資者の経営成績等の理解に資する場合には、当該指標を記載することができます（例えば、EBITDAやのれん償却前利益など）。 ・これらの指標を記載する場合、投資者の誤解を招かない名称とし、その計算方法については、欄外又は特記事項欄などに記載してください。また、その他の指標を記載する場合には、原則として継続して記載することとし、変更・削除を行う場合にはその理由を、欄外又は特記事項欄などに記載してください。

【配当の状況】

(参考様式抜粋)

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
***年 * 月期					
***年 * 月期					
***年 * 月期(予想)					

(注) 直近で公表されている配当予想からの修正の有無 : 有・無

開示事項	開示・記載上の注意
配当の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・当期及び前期に属する日を基準日とする配当の状況を記載してください。 ・配当の状況欄のうち、配当しない基準日は以下のとおり記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・定款に四半期配当の定めがある場合は「0.00」 ・定款に四半期配当の定めがない場合は「-」 ・年5回以上配当を行う場合又は四半期末以外を基準日とする場合には、配当の状況の欄外にその旨を記載し、その内容をサマリー情報に3ページ目を追加して記載してください。

<p>配当予想</p>	<p>※1. (4) ⑦配当の状況の開示方法も参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度に係る決算短信において当期配当予想を開示している場合において、その後新たな配当予想を算出しているときは、配当状況欄において、最新の当期配当予想値を記載してください。 ・四半期決算短信（サマリー情報）ではなく、四半期決算短信（添付資料）や四半期決算補足説明資料その他の資料において配当予想に係る記載を行う場合には、当該配当予想の概要や、他の開示資料を参照すべき旨等を適切に記載することが考えられます。 ・配当予想額が未定の場合又は配当予想額を算出していない場合には、配当の状況欄に「－」を記入又は当該欄を削除したうえで、その旨を記載することが考えられます。 ・四半期決算短信の開示と同日に配当予想の修正を行う場合は、「直近に公表されている配当予想からの修正の有無」を有としたうえで、別途開示を行う必要があります。なお、当該四半期決算短信において、当該修正内容を適切に開示している場合は、別途開示を省略することができます（1. (4) ②決算短信に他の適時開示項目が含まれる場合の取扱い参照）。
-------------	---

〔投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報〕

(参考様式抜粋)

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。
(業績予想を修正する場合には、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。)

開示事項	開示・記載上の注意
<p>投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報</p>	<p>※2. (2) ②決算短信（サマリー情報）の記載上の注意事項〔投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報〕を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1・第3四半期決算短信の開示と同日に「業績予想の修正等」を行う場合は、「直近に公表されている業績予想からの修正の有無」を有としたうえで、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。また、一定以上の変動が生じる場合には、別途開示を行う必要があります。なお、当該四半期決算短信において、当該修正内容を適切に開示している場合は、別途開示を省略することができます（1. (4) ②決算短信に他の適時開示項目が含まれる場合の取扱い参照）。

[その他]

(参考様式抜粋)

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更 : 有・無
 新規 社 (社名) 、除外 社 (社名)

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有・無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有・無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 有・無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 有・無
- ④ 修正再表示 : 有・無

(4) 発行済株式数 (普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	**年*月期*Q	株	**年*月期	株
② 期末自己株式数	**年*月期*Q	株	**年*月期	株
③ 期中平均株式数(四半期累計)	**年*月期*Q	株	**年*月期*Q	株

開示事項	開示・記載上の注意
当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更	<ul style="list-style-type: none"> ・当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更(四半期会計基準第19項(1)に規定する連結範囲の変更)の有無を記載してください。 ・重要な変更がある場合は「有」としたうえで、新たに連結範囲の対象となった子会社の社数及び社名並びに連結範囲の対象から除外された子会社の社数及び社数を記載してください。 <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 [記載例] (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期会計基準第19項(6)に規定する「四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理」の適用の有無を記載してください。 <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 [記載例] (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用 【第4号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用の有無を記載してください。 <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 [記載例] (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	<ul style="list-style-type: none"> ・当四半期連結累計期間における四半期会計基準第19項(2)、(2-2)、(3)又は(3-2)に規定する会計方針の変更、四半期会計基準第19項(4)に規定する会計上の見積りの変更及び四半期会計基準第19項(22)に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。 ・四半期会計基準第19項(4-2)に該当する場合(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合)は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。 <p>※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 [記載例] (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 【第2号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・当四半期累計期間における四半期会計基準第25項(1)、(1-2)、(2)又は(2-2)に規定する会計方針の変更、四半期会計基準第25項(3)に規定する会計上の見積りの変更及び四半期会計基準第25項(21)に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。 ・四半期会計基準第25項(3-2)に該当する場合(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合)は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外

	<p>にその旨を記載してください。</p> <p>※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
<p>会計方針の変更・会計上の見積りの変更</p> <p>【第3号参考様式の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当四半期連結累計期間における重要な会計方針の変更及び重要な会計上の見積りの変更の有無について記載してください。 重要な会計方針の変更は、IFRSにより要求される会計方針の変更（IAS第8号第14項（a））とそれ以外の変更（IAS第8号第14項（b））に分けて、その有無を記載してください。 <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
<p>会計方針の変更</p> <p>【第4号参考様式の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当四半期連結累計期間における会計方針の変更（ASC Topic 250「会計方針の変更及び誤謬の訂正」に規定する会計方針の変更に該当する事項）の有無を記載してください。 <p>※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の変更」に該当します。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
<p>発行済株式数</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の普通株式に係る期中平均株式数（1株当たり四半期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 <p>※株式数は1株単位で記載してください。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
<p>【第3号参考様式の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の普通株式に係る期中平均株式数（基本的1株当たり四半期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 <p>※株式数は1株単位で記載してください。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
<p>【第4号参考様式の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の普通株式に係る期中平均株式数（1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 <p>※株式数は1株単位で記載してください。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>

〔特記事項〕

(参考様式抜粋)

- ※ 添付される四半期連結財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー : 有 (義務) ・ 有 (任意) ・ 無
- ※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

開示事項	開示・記載上の注意
添付される四半期連結財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビューの有無	<ul style="list-style-type: none"> 添付される四半期連結財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビューの有無を記載してください。 施行規則第405条第2項に該当する場合には、レビューが義務付けられます。この場合には、「有 (義務)」としてください。 施行規則第405条第2項に該当しないものの、任意に四半期連結財務諸表に対するレビューを受けた場合には、「有 (任意)」としてください。 レビューを受ける場合で、レビューが完了する前に開示を行う場合は、「無」としてください。また、レビュー完了後にレビュー報告書を添付した四半期決算短信を開示する予定である旨及びその開示予定日を、「その他特記事項」において記載してください。 <p>※原則として、第1・第3四半期決算短信において開示される四半期連結財務諸表に対するレビューは任意ですが、財務諸表の信頼性確保が必要と考えられる場合に公認会計士等によるレビューが義務付けられています (詳細は「4.(2) 第1・第3四半期決算短信における公認会計士等によるレビュー」をご参照ください)。</p>
業績予想の適切な利用に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> 投資者による将来予測情報の適切な利用を促す観点から、実績を当初の予想値から大きく乖離させるおそれのあるリスク要因の説明を含め、将来予測情報の利用に関する注意文言を分かりやすく記載することが考えられます。 第1・第3四半期決算短信 (サマリー情報) に記載された将来予測情報の背景や前提条件などの要旨を記載するほか、それらの内容を記載した第1・第3四半期決算短信 (添付資料) の該当箇所を参照すべき旨を記載することが考えられます。 第1・第3四半期決算短信 (サマリー情報) に記載された将来予測情報の自社における位置付け (例えば、客観的予想、目標、保守的なコミットメントなどが想定されますが、これらに限定されるものではありません) について、注意文言の中に入れて記載することが考えられます。 <p>〔記載例〕</p> <p>①リスク要因に言及する場合 (将来に関する記述等についてのご注意)</p> <p>本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。実際の業績等に影響を与える可能性のある重要な要因には、以下の事項があります。なお、業績に影響を与える要因はこれらに限定されるものではありません。</p> <p>(1)・・・ (2)・・・</p> <p>業績予想の前提となる仮定等については、添付資料 P. ** 「〇〇〇〇」をご覧ください。</p> <p>②リスク要因等の説明を添付資料に記載する場合 (将来に関する記述等についてのご注意)</p> <p>本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用に当たっての注意事項等については、添付資料 P. ** 「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、決算補足説明資料や説明会内容 (説明会・電話会議の状況説明や動画・音声情報等) の入手方法を記載してください。

	<ul style="list-style-type: none">・公認会計士又は監査法人によるレビューを受ける場合で、レビューが完了する前に開示をするときは、後日、レビュー完了後にレビュー報告書を添付した四半期決算短信の開示を行う旨及びその開示予定日を記載してください。・投資者が決算の内容を適切に理解するうえで特に必要な事項を記載してください。
--	--

(4) 第1・第3四半期決算短信(添付資料)の開示事項及び記載上の注意事項

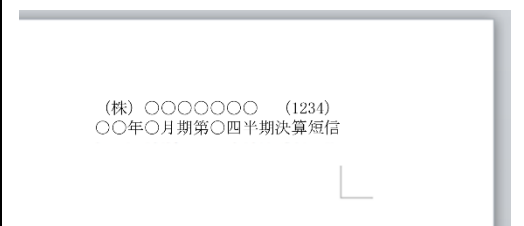
- 以下の内容は、原則として、四半期第1号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社(日本基準)を念頭において記載しています。連結財務諸表非作成会社(日本基準)、IFRS適用会社及び米国会計基準適用会社の場合は、取扱いについて特に記載がある項目を除き、これに準じて作成してください。

開示事項	開示・記載上の注意
<p>【経営成績等の概況】</p>	
<p>当四半期連結累計期間の経営成績等の概況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当四半期連結累計期間の経営成績及び財政状態に関する概況を記載してください。 ※経営成績の概況の記載に当たっては、業績全般の主な変動要因のほか、セグメント・事業分野別の動向についても記載することが考えられます。記載内容の検討に当たっては、後述する「(参考)「投資判断に有用と考えられる情報」の具体例」もご参照ください。 四半期決算短信において記載をせず、四半期決算の補足説明資料等において開示する場合には、当該資料を参照すべき旨及びその参照方法を記載してください。
<p>継続企業の前提に関する重要事象等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下「重要事象等」という。)が存在する場合は記載してください。該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。 重要事象等が存在する場合は、以下の事項について具体的に記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> 重要事象等が存在する旨及びその内容 当該重要事象等についての分析・検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策
<p>【四半期連結財務諸表及び主な注記】</p>	
<p>全般</p>	<p>※四半期連結財務諸表及び主な注記について、施行規則の別添9「四半期財務諸表等の作成基準」(以下「作成基準」といいます。)では、以下の方法に従い四半期財務諸表等及び注記を作成することを求めています。</p> <p>(1) 四半期会計基準に準拠(上場会社の利害関係人が、四半期財務諸表等に係る上場会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項がある場合はその注記を含む)して四半期財務諸表等及び注記を作成する</p> <p style="text-align: right;">【作成基準第4条第1項】</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、以下に掲げる事項以外の事項に係る記載を省略することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> 四半期連結貸借対照表 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書 会計方針の変更に関する注記 会計上の見積りの変更に関する注記 修正再表示に関する注記 四半期特有の会計処理に関する注記 セグメント情報等の注記 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 継続企業の前提に関する注記 キャッシュ・フロー計算書に関する注記(四半期連結キャッシュ・フロー計算書の開示を省略する場合に限る) <p style="text-align: right;">【作成基準第4条第2項】</p> <p>※以降の項目では、上記(2)に基づく開示・記載上の注意を記載しております。</p> <p>※IFRS適用会社や米国会計基準適用会社においては、上記(1)の場合にはそれぞれの会計基準等に準拠して作成することし、上記(2)の場合には上記(2)で掲げる事項に相当するもの以外の事項に係る記載を省略することができます。</p> <p style="text-align: right;">【作成基準第5条】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期財務諸表等の表示方法は、正当な理由により変更を行う場合を除き、継続して適用することとします。 <p style="text-align: right;">【作成基準第2条第3項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四半期連結財務諸表における項目の表示に係る取扱いについては、第一種中間財務諸表等での取扱いを準用するものとします。 ・I F R S適用会社が、I A S第21号に規定される表示通貨を本邦通貨以外の通貨建てとしている場合には、当該通貨建ての金額により表示することができます。
四半期連結財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書（1計算書方式の場合）又は四半期連結損益計算書及び四半期包括利益計算書（2計算書方式の場合）について記載してください。
【第3号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ※ I F R S適用初年度の場合は、前年同四半期連結累計期間における日本基準（又は米国基準）と I F R Sとの間の調整表を記載してください。 ※また、I F R S適用初年度の最初の四半期連結財務諸表等においては、I F R S移行日及び前連結会計年度における日本基準（又は米国基準）と I F R Sとの間の調整表も記載してください。例えば、当第1四半期より I F R Sを適用する場合は、当第1四半期において I F R S移行日及び前連結会計年度における調整表を記載してください。 ※記載される四半期連結財務諸表に係る調整表を記載してください。例えば、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載しない場合には、キャッシュ・フロー計算書に係る調整表は不要です。
会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	<ul style="list-style-type: none"> ・サマリー情報「※ 注記事項（3）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示」（四半期第2号参考様式においては「※ 注記事項（2）」）において「有」とした場合は、その内容（損益に与える影響額を含む）を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
会計方針の変更・会計上の見積りの変更 【第3号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・サマリー情報「※ 注記事項（2）会計方針の変更・会計上の見積りの変更」において「有」とした場合は、その内容（損益に与える影響額を含む）を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
会計方針の変更 【第4号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・サマリー情報「※ 注記事項（3）会計方針の変更」において「有」とした場合は、その内容（損益に与える影響額を含む）を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・サマリー情報「※ 注記事項（2）四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用」（四半期第2号参考様式においては「※ 注記事項（1）四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用」）において「有」とした場合は、重要なものの内容を記載してください（重要性について、第一種中間財務諸表等への記載の要否に準じて判断してください）。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用 【第4号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・サマリー情報「※ 注記事項（2）簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用」において「有」とした場合は、両会計処理を区分したうえで、重要なものの内容を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
セグメント情報等の注記	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期会計基準第19項（7）に基づく「セグメント情報等の注記」を記載してください。
セグメント情報の注記 【第3号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・I F R Sにより要求されるセグメント情報の注記（I A S第34号第16A項（g））を記載してください
セグメント情報の注記 【第4号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・セグメント情報の注記（A S C T o p i c 2 7 0「期中財務報告」に規定するセグメント情報の注記）を記載してください。
株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期会計基準第19項（13）に基づく「株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記」を記載してください。 ・該当事項がない場合は、表題を記載したうえで、その旨を記載してください。
株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 【第3号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期会計基準第19項（13）に基づく「株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記」に相当する事項を記載してください。 ※四半期連結持分変動計算書を作成し開示する場合には、表題を含めて記載は不要です。
株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 【第4号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期会計基準第19項（13）に基づく「株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記」に相当する事項を記載してください。 ※四半期連結資本変動計算書を作成し開示する場合には、表題を含めて記載は不要です。
継続企業の前提に関する注記	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期会計基準第19項（14）に基づく「継続企業の前提に関する事項」を

	<p>記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載にあたっては、作成基準第4条第1項第2号の読替規定を適用してください。 ・該当事項がない場合は、表題を記載したうえで、その旨を記載してください。
キャッシュ・フローに関する注記	<ul style="list-style-type: none"> ・連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、四半期会計基準第19項(20-2)に基づく「キャッシュ・フロー計算書に関する注記」を記載してください。 ※連結キャッシュ・フロー計算書を作成し開示する場合には、表題を含めて記載は不要です。
【第3号参考様式の場合】 【第4号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、期首からの累計期間に係る減価償却費（無形資産に係る償却費を含む。）について記載してください。 ※連結キャッシュ・フロー計算書を作成し開示する場合には、表題を含めて記載は不要です。
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、四半期会計基準において記載が規定されている事項のうち、投資者ニーズがあると考えられる事項について開示する場合には、四半期会計基準に基づき記載してください。 ※開示事項の検討にあたっては、後述する「(参考)「投資判断に有用と考えられる情報」の具体例」もご参照ください。
〔その他〕	
公認会計士又は監査法人によるレビュー報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・施行規則第405条第2項に該当する場合又は施行規則第405条第2項に該当しないものの公認会計士又は監査法人によるレビューを受ける場合、公認会計士又は監査法人によるレビュー報告書を添付してください。

- ※ 第1・第3四半期決算短信（添付資料）には、利用者の利便性の向上の観点から、目次・ページ番号を記載してください。また、第1・第3四半期決算短信（添付資料）の各ページには、以下のとおりヘッダー情報を記載してください。

[ヘッダー情報の表示例]	ヘッダー情報の記載事項
 <p>(株) OOOOOOOO (1234) OOO年O月期第O四半期決算短信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社名 ・証券コード（4桁コード） ・開示資料の表題（例「OOO年O月期 第O四半期決算短信」）

- (参考)「投資判断に有用と考えられる情報」の具体例
- ・ 第1・第3四半期決算短信の開示にあたっては、開示が義務付けられている事項以外についても、基本的には、上場会社が投資者ニーズを適切に把握し、投資者ニーズのある事項に関して積極的に開示することが重要と考えられます。
 - ・ 以下は、第1・第3四半期決算短信の開示において「投資判断に有用と考えられる情報」の具体例となります。投資者ニーズのある事項は、業種や事業内容等によって異なるため、開示する情報については投資者ニーズに応じて上場会社が判断するようにしてください。

<p>[経営成績等の概況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理上重要な指標 ・主要な設備や研究開発活動に関する状況 ・適時開示を行った事象が当四半期連結累計期間の決算に与える影響 <p>(例) 企業結合関係、子会社の取得等による四半期業績への具体的な影響、など</p> <p>※その他、半期報告書における「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」として開示が求められている事項を参考にすることが考えられます。</p> <p>[財務諸表及び注記事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結キャッシュ・フロー計算書

- ・財務諸表に係る注記
- 貸借対照表関係の注記／損益計算書関係の注記
- 金融商品関係の注記／有価証券関係の注記／デリバティブ関係の注記
- 重要な後発事象の注記、など